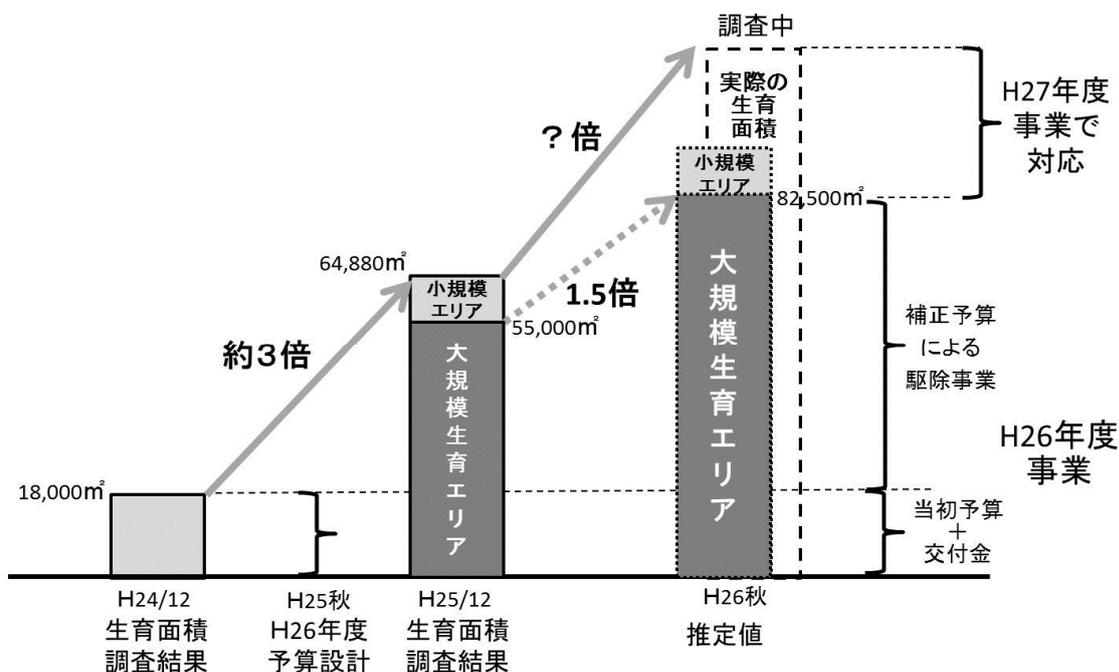


琵琶湖外来水生植物対策協議会の取り組み状況について

1. 平成 26 年度補正予算の確保の背景

前回の総会では、平成 26 年度当初予算によるオオバナミズキンバイ駆除事業についてご承認をいただきました。しかし、この事業では、オオバナミズキンバイの生育面積の一部区域しか対応できないため、補正予算で追加の駆除事業を実施することになりました。以下、その経緯について説明いたします。

- 平成 26 年度県予算編成の段階(平成 25 年秋)では、オオバナミズキンバイの生育面積を当時最新であった平成 24 年 12 月の数値(18,000 m²)に基づいて計画しました。しかし、平成 25 年 12 月の時点で、生育面積が約 3 倍の 64,880 m²にまで増加していることが明らかとなり、平成 26 年度の当初予算による駆除事業だけでは、十分な対応ができない状況となりました。
- そこで、平成 26 年補正予算による駆除事業を計画することとしました。
- 具体的には、平成 25 年 12 月時点での生育面積約 65,000 m²の内訳を、①生育面積が拡大するが機械駆除の導入可能な大規模生育エリアが約 55,000 m²、②残り約 10,000 m²を生育面積がほとんど拡大しない小規模生育エリアとしたうえで、前者の生育面積の増加率を少なくとも 1.5 倍と仮定し、機械駆除の可能な大規模生育エリアが約 82,500 m²に拡大しているものと推定しました。
- 増加した分を含めたオオバナの全量を対象とした駆除の枠組みを設計した結果、補正予算額で対応することとしました。



2. 平成 26 年度の協議会事業

(1) 外来水生植物生態解明事業

<目的>

本事業では、特に効果的な防除事業の実施に資する生態的側面の実態把握に関連した調査業務を委託する。

<業務内容>

- ① オオバナミズキンバイの生育類型の定義（駆除方法の違いにも留意）
- ② 生育類型ごとの生育面積の現状に関する調査
- ③ 人力除去に必要とされる労力に関する調査
- ④ 除去後の処理方法に関する検討（他地域でのナガエツルノゲイトウ等に対する事例も参考に）

<進捗状況>

平成 26 年（2014 年）10 月 28 日に(株)パスコに業務発注。

(2) 外来水生植物防除推進事業

<目的>

琵琶湖および周辺水域において大規模な群落を形成するオオバナミズキンバイの駆除を建設重機や刈取り船などの機械力を積極的に用いて徹底的に行う。

<業務内容>

- ・建設機械を用いてオオバナミズキンバイを効率的に除去する手法については、びわ湖の日（7 月 1 日）に試験駆除作業を実施して、有効性を確認した。
- ・この手法は、具体的には、先端に特製の熊手を結わえたワイヤーを建設重機に装着したウインチで巻き取ることで水草を岸までたぐり寄せ、アームの先端のグラップルで掴み上げて水域からの駆除を行うというものである。
- ・当初予算による駆除事業では、この建設機械を用いた手法による陸域からの除去を主軸とし、試験的に水草刈取船を用いた除去を行う内容とし、南湖東岸北部（守山市木浜町～草津市下物町烏丸半島）で、生育面積 20,000 m²を対象に実施するものとした。工期は平成 27 年 1 月末日まで。
- ・また、機械化による駆除の手法としては、専用の水草刈取船や建設重機を載せた台船を用いて沖側から除去する手法などが想定され、補正予算による駆除事業では、この手法を主軸とした駆除を予定している。



ワイヤーの先端に結わえた熊手をウインチで巻き取り、水草を岸までたぐり寄せる。



たぐり寄せた水草をアーム先端のグラップルでつかみ上げて駆除。

＜進捗状況：当初予算分＞

- ・ 9月16日に(株)アズマに業務委託し、9月29日までは計画区域内におけるオオバナミズキンバイの生育面積に関する調査を実施。
- ・ 9月30日から順次、群落の駆除作業が進められ、すでに木浜内湖、小津袋（赤野井内湖）中南部東岸、琵琶湖湖岸「赤野井2」前の駆除が完了（資料1-1参照）。
- ・ 残された小津袋中南部の西岸区域における作業は11月中旬までに終了する予定で、その段階で作業面積の合計が約20,000㎡に到達し、本事業による駆除作業はほぼ完了する見通しである。



守山市木浜内湖における駆除作業。左：駆除前の群落の生育状況、中：建設機械による駆除作業中、右：駆除作業完了後の状況。

＜進捗状況：補正予算分＞

- ・ 補正予算による機械化駆除事業は、当初予算による駆除事業と近畿地方環境事務所により雄琴港周辺（南湖西岸）で実施予定の特定外来生物駆除事業で未対応となる区域で行うものとする。
- ・ 駆除対象群落として協議会構成員から駆除の要望のあった群落を優先的に考慮し、作業部会を開催して駆除区域を決定するものとする。

（3）協議会運営事業(連携・協働・普及啓発事業)

＜目的＞

情報共有、防除に関する知識・技術向上、県民等への普及啓発や、事業実施に係る役割分担、地域や団体等による主体的な防除を推進する。

＜業務内容＞

協議会および県から駆除用具の貸出しや、駆除した水草の乾燥場所の提供などにより、さまざまな主体による駆除活動を支援し、各主体の連携・協働をはかるとともに、研修会・講習会を開催するなど普及啓発活動も行う。

＜進捗状況＞

学生ボランティアやNPO団体、漁業協同組合等による駆除活動への支援・協力を行っている。



NPO 法人びわこ豊穡の郷の主催で、NPO、漁業協同組合、学生団体等の協働・連携で実施された駆除活動。県内および琵琶湖淀川水系を中心に約 300 人が参加。(6 月 29 日)



国際ボランティア学生協会 (IVUSA) による「琵琶湖外来水草除去大作戦」。全国から学生 600 人が参加。(9 月 15 日～17 日)

3. これまでの経過

平成 26 年 6 月 17 日	琵琶湖外来水生植物対策協議会 第 1 回総会
平成 26 年 8 月 12 日	作業部会 (守山地区) の開催
平成 26 年 9 月 16 日	駆除事業当初予算分の契約締結 (委託金額 15,336 千円)
平成 26 年 10 月 28 日	生態解明業務の契約締結 (委託金額 1,490 千円)
平成 26 年 11 月 11 日	琵琶湖外来水生植物対策協議会 第 2 回総会

4. 今後のスケジュール

平成 26 年 11 月下旬	作業部会の開催 (駆除事業補正予算分の実施区域等の協議)
平成 26 年 12 月中旬	駆除事業補正予算分の委託契約締結